

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：佐川町水道事業特別会計

事業名	末端給水事業	簡易水道事業	(上水道事業)	
事業開始年月日	昭和28年4月1日	地方公営企業法の適用・非適用	適用	非適用
団体名		職員数 (H19. 4. 1現在)	4人	
構成団体名				

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	(H18)	50円	公営企業債現在高(百万円)	(H18)	1,157
累積欠損金 (百万円)	(H18)	35	利益剰余金又は積立金(百万円)	(H18)	113
不良債務 (百万円)	(H18)	0	財政力指数	(H18)	0.307
資金不足比率 (%)	(H18)	0	実質公債費比率 (%)	(H19)	16.0
			経常収支比率 (%)	(H18)	90.7

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。

なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 該当なし
--

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にしを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	佐川町水道事業繰上償還に係る健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	佐川町長 榎並谷 哲夫
既存計画との関係	第3次佐川町行政改革大綱に基づく実施計画（H18～22）
公表の方法等	町広報紙等。 繰上償還に係る補正予算計上時（平成19年12月予定）に議会へ説明。 料金改定は平成20年3月、平成22年3月に条例改正を提出予定。
基本方針	料金改定を2回（平成21年度、23年度）実施し、料金収入の確保と料金回収率の改善を図るとともに 経常収支比率 107.25（類似団体d7）をめざす。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

基本的事項(つづき)

5 繰上償還希望額等

(単位:百万円)

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	-	-	98	98
	補償金免除額	-	-	17	17
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	-	-		
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	-	-	5	5

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業	0	4,470	98,141	102,611
合 計 (A)		0	4,470	98,141	102,611
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	4,470	98,141	102,611

【旧簡易生命保険資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

(単位:千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	水道事業			5,393	5,393
合 計 (A)				5,393	5,393
一 般 上 記 の う ち (再掲) 会計負担分					
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		0	0	5,393	5,393

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
2 必要に応じて行を追加して記入すること。

財務状況の分析

区 分	内 容												
財務上の特徴	<p>平成17年度末に簡易水道1と上水道を統合し、現在は簡易水道2、上水道1、合計3つの事業を1つの会計で行っている。</p> <p>平成18年度固定負債構成比率(48.15%)は、類似団体d7(41.1%)より高く、借入資本金(企業債)への依存度が高いことを示している。また、平成18年度簡易水道(2事業)の資本費は174円であり、起債の償還に係る経費が経営を圧迫している。</p> <p>20m³当たりの料金(1,758円)は、平成17年度高知県内市町村平均(2,032円)、及び給水人口1万人以上2万人未満事業体平均(2,045円)と比較して何れも安価となっている。料金回収率も平成14年度～18年度の平均は89%と低く、経営改善に向けて料金改定が課題となっている。</p> <p>今後大規模な事業はなく、主に老朽施設の更新・改良事業に順次取り組む予定である。</p>												
経営課題	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; padding: 5px;">課 題</td> <td style="padding: 5px;">料金改定</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="padding: 5px;">消費税導入を除き、昭和57年から実質改定が行われていない。供給単価が給水原価に満たない状況が続いている。料金回収率：H14～18年度平均89%を100%に向上さすべく料金改定が必要である。</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">課 題</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">課 題</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">課 題</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">課 題</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	課 題	料金改定	消費税導入を除き、昭和57年から実質改定が行われていない。供給単価が給水原価に満たない状況が続いている。料金回収率：H14～18年度平均89%を100%に向上さすべく料金改定が必要である。		課 題		課 題		課 題		課 題	
課 題	料金改定												
消費税導入を除き、昭和57年から実質改定が行われていない。供給単価が給水原価に満たない状況が続いている。料金回収率：H14～18年度平均89%を100%に向上さすべく料金改定が必要である。													
課 題													
課 題													
課 題													
課 題													
留意事項													

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率	(%) (再掲)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
繰入前経常収支比率	(%)	93	86	94	91	88	87	94	96	96	100	
料金回収率	(%)	90	83	93	91	88	87	93	95	96	100	
総収支比率(法適用)	(%)	103	95	104	101	78	96	101	103	103	107	
経常収支比率(法適用)	(%)	103	95	104	101	97	96	101	103	103	107	
営業収支比率(法適用)	(%)	129	116	132	128	119	117	117	116	115	120	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)		2			27	5	3				
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)											
不良債務比率(法適用)又は 赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)											
繰入金比率	収益的収入分	(%)	10	10	9	10	9	7	7	7	7	
	うち基準内繰入金	(%)	10	10	9	10	9	7	7	7	6	
	うち基準外繰入金	(%)										
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)										
	うち赤字補てん的なもの	(%)										
	資本的収入分	(%)	9	12	20	31	16	44	13	59	28	33
	うち基準内繰入金	(%)	9	12	20	31	15	44	13	59	28	33
	うち基準外繰入金	(%)					1					
うち赤字補てん的なもの	(%)											

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = 地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = 地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(2) 繰入前経常収支比率(%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常収益(収益的収入計) - 他会計繰入金(収益的収支分のうち基準外繰入金)) / 経常費用(収益的支出計) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (収益的収入計(総収益) - 他会計繰入金(収益的収支分のうち基準外繰入金)) / (収益的支出計(総費用) + 地方債償還金(資本的支出に係るもの)) × 100

(2) 総収支比率(%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率(%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率(%) = (営業収益 - 受託工事収益) / (営業費用 - 受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率(%) = 累積欠損金 / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率(%) = 総収益 / (総費用 + 地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益 - 受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率(%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%) = 供給単価 1 / 給水原価 2 × 100

1 供給単価(円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)2 給水原価(円/m³) = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用 - (受託工事費 + 材料及び不用品売却原価 + 附帯事業費 + 基準内繰入金 + 減価償却費) + 企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用 - (受託工事費 + 基準内繰入金) + 地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方 (前提条件)
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>20m³当たりの料金(1,758円)は平成17年度高知県内市町村平均(2,032円)、人口1万人以上2万人未満事業者平均(2,045円)と比較して何れも安価となっている。本計画では低収入契約者に配慮し、基本料金、メーター使用料は据置。用途別に定めている超過料金の差額を縮小するよう増額改定を2回実施し、料金回収率を改善する。</p> <p>平成21年度:超過料金1m³ 当たり 家庭用 80円 90円 10円増額、団体用 95円 100円 5円増額、営業用 100円 改定無。 平成23年度:超過料金1m³ 当たり 家庭用 90円 100円 10円増額、団体用 営業用 改定無</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>今後も今までどおり繰出基準に基づく内容と率で繰入れる。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<p>大規模な投資ではないが老朽施設の更新・改良事業、一部の未普及地解消事業を順次予定。年度別の予定は以下のとおり。</p> <p>平成18～20年度:簡易水道生活基盤近代化事業、平成19～20年度:上・簡易水道拡張事業、 平成19～23年度:上水道改良事業(布設替・機器取替)資産売却等による収入見込みはたてていない。</p>
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定(前提条件)について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容												
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <table border="1" data-bbox="145 300 611 1093"> <tr> <td data-bbox="145 300 611 427">地方公務員の職員数の純減の状況</td> <td data-bbox="611 300 2139 427">職員1人当たりの給水人口(3,003人 > 2,300人:d7)、有収水量(355,549m³ > 274,861m³:d7)は類似団体:d7指標値を超えている。また、有収水量1万m³/日当たりの職員数は類似団体平均値の16.29人に対し、10.27人であり、既に目標は達成されている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 427 611 531">給与のあり方</td> <td data-bbox="611 427 2139 531"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 531 611 675">国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方</td> <td data-bbox="611 531 2139 675">現在、手当等で国と異なる制度はない。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 675 611 818">技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方</td> <td data-bbox="611 675 2139 818">現在、該当職員無し。取組方針の公表については、具体的な取組内容は来年度以降になる見込みだが、現状分析、基本的な考え方については、H19年度中に取りまとめることで検討中。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 818 611 954">退職時特昇等退職手当のあり方</td> <td data-bbox="611 818 2139 954">平成17年4月廃止</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 954 611 1093">福利厚生事業のあり方</td> <td data-bbox="611 954 2139 1093">市町村互助会負担金の見直し:H18年度～個人給付事業を廃止</td> </tr> </table>	地方公務員の職員数の純減の状況	職員1人当たりの給水人口(3,003人 > 2,300人:d7)、有収水量(355,549m ³ > 274,861m ³ :d7)は類似団体:d7指標値を超えている。また、有収水量1万m ³ /日当たりの職員数は類似団体平均値の16.29人に対し、10.27人であり、既に目標は達成されている。	給与のあり方		国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	現在、手当等で国と異なる制度はない。	技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	現在、該当職員無し。取組方針の公表については、具体的な取組内容は来年度以降になる見込みだが、現状分析、基本的な考え方については、H19年度中に取りまとめることで検討中。	退職時特昇等退職手当のあり方	平成17年4月廃止	福利厚生事業のあり方	市町村互助会負担金の見直し:H18年度～個人給付事業を廃止	佐川町(全体)として、229人(平成17年4月) 223人(平成22年4月)の目標人数は既に達成されている。 平成19年度4月現在215人(普通会計:107人、普通会計外:108人)
地方公務員の職員数の純減の状況	職員1人当たりの給水人口(3,003人 > 2,300人:d7)、有収水量(355,549m ³ > 274,861m ³ :d7)は類似団体:d7指標値を超えている。また、有収水量1万m ³ /日当たりの職員数は類似団体平均値の16.29人に対し、10.27人であり、既に目標は達成されている。												
給与のあり方													
国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	現在、手当等で国と異なる制度はない。												
技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	現在、該当職員無し。取組方針の公表については、具体的な取組内容は来年度以降になる見込みだが、現状分析、基本的な考え方については、H19年度中に取りまとめることで検討中。												
退職時特昇等退職手当のあり方	平成17年4月廃止												
福利厚生事業のあり方	市町村互助会負担金の見直し:H18年度～個人給付事業を廃止												
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <table border="1" data-bbox="145 1201 611 1476"> <tr> <td data-bbox="145 1201 611 1345">維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組</td> <td data-bbox="611 1201 2139 1345">動力費については利用状況をもとに、契約内容を更改。平成16年度 2箇所(室原取水施設、新室原取水施設)、平成18年度 1箇所(中組取水施設)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="145 1345 611 1476">指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用</td> <td data-bbox="611 1345 2139 1476">検針業務・集金業務(地区指定)は委託済。また、水質検査・施設及び機器設備管理、修繕業務など専門技術の必要な分野も委託済。</td> </tr> </table>	維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	動力費については利用状況をもとに、契約内容を更改。平成16年度 2箇所(室原取水施設、新室原取水施設)、平成18年度 1箇所(中組取水施設)	指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	検針業務・集金業務(地区指定)は委託済。また、水質検査・施設及び機器設備管理、修繕業務など専門技術の必要な分野も委託済。									
維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	動力費については利用状況をもとに、契約内容を更改。平成16年度 2箇所(室原取水施設、新室原取水施設)、平成18年度 1箇所(中組取水施設)												
指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	検針業務・集金業務(地区指定)は委託済。また、水質検査・施設及び機器設備管理、修繕業務など専門技術の必要な分野も委託済。												

経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	<p>(課題) 料金改定について 現在、20m³当たりの料金(1,758円)は平成17年度高知県内市町村平均(2,032円)、人口1万人以上2万人未満事業体平均(2,045円)と比較して何れも安価で、県内上水道では5位/17市町村である。料金改定を平成21・23年度の2回実施により料金回収率89%(平成14年度～18年度平均)を100%にむけて改善する。料金回収率の向上に伴い、経営指標の向上と平成21年度末に累積欠損金の解消をめざす。 平成21年度:超過料金1m³当たり 家庭用 80円 90円 10円増額、団体用 95円 100円 5円増額、営業用 100円改定無し。 平成23年度:超過料金1m³当たり 家庭用 90円 100円 10円増額、団体用 営業用 改定無し 当該料金改定(H21改定率2.29%、H23改定率2.24%)により、平成21年度以降の3年間で対18年度28.6百万円の増収額が算出される。資産売却等による収入見込みはたてていない。</p>
<p>料金水準が著しく低い団体にとっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	
<p>経営健全化や財務状況に関する情報公開</p>	集中改革プラン公表
<p>行政評価の導入</p>	平成17年度 事業評価を実施
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、に付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目(資産売却収入・工事コスト縮減など)については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
料金改定	消費税導入を除き、昭和57年から実質改定が行われておらず、現在、20 ³ 当たりの料金（1,758円）は平成17年度高知県内市町村平均（2,032円）、人口1万人以上2万人未満事業体平均（2,045円）と比較して何れも安価で、県内上水道では5位/17市町村である。 平成21・23年度の2回の料金改定実施により料金回収率89%（平成14年度～18年度平均）を100%にむけて改善する。 料金回収率の向上に伴い、経営指標の向上と平成21年度末に累積欠損金の解消をめざす。 平成21年度：超過料金1 ³ 当たり 家庭用 80円 90円 10円増額、 団体用 95円 100円 5円増額、 営業用 100円改定無。 平成23年度：超過料金1 ³ 当たり 家庭用 90円 100円 10円増額、 団体用 営業用 改定無。 当該料金改定（H21改定率2.29%、H23改定率2.24%）により、平成21年度以降の3年間で対18年度28.6百万円の増収額が算出される。

注1 上記各項目には、 で採り上げた経営課題に対応する取組として に掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。
2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数 職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。
3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。
4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。
5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、 の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。
6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。
7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。
8. 「(参考) 補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除(見込)額）であり、 の「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。
9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。
10. 必要に応じて行を追加して記入すること。

繰上償還に伴う経営改革促進効果(つづき)

2 年度別目標等

(1) 水道事業

年度別目標

(単位:百万円、%)

課題	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	計画合計
【収入の確保】													
	料金改定率									2.29		2.24	
	改善額(料金の適正化) 1								7.4		7.4	13.8	28.6
	未収金の徴収対策												
	改善額												
	一般会計負担金の額												
	改善額(負担金の確保等)												
	資産の有効活用												
	改善額(収入増額)												
	その他()												
	改善額												
【経費の削減】													
	職員給与費の適正化												
	職員給与費(退職手当以外)												
	改善額												
	給与水準												
	改善額												
	その他()												
	改善額												
	職員給与費(退職手当)												
	職員数 (人)	4	4	4	3	4		4	4	4	4	4	4
	増減数 (人)		0	0	-1	1	0	0	0	0	0	0	0
	維持管理費等	35	42	37	36	40		39	38	38	38	36	
	改善額(適正化)												
	工事コスト 2												
	改善額(縮減額)												
	その他()												
	改善額												
	累積欠損金比率		2			27		5	3				
	増減		2	-2		27		-22	-2	-3			
	企業債現在高	1,158	1,163	1,163	1,139	1,157		1,061	1,133	1,106	1,116	1,114	
	増減		5	0	-24	18		-96	72	-27	10	-2	
							計画前5年間改善額 合計						改善額 合計 28.6
													(参考) 補償金免除額 17

注1 「課題」欄については、「1 主な課題と取組み及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

注2 1「改善額(料金の適正化)」については、「料金改定に伴う料金増収額」を記入すること。

2「工事コスト」については、工法の見直し等による建設コストの縮減(建設改良費の抑制は除く。)を記入すること。

3 改善額の算出方法については、の当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。また、会計規模により必要に応じて単位を百万円から千円に変更することも可とするが、「改善額合計」を算出する際の単位誤り、誤計上(重複計上等)がないよう留意すること。

経営状況

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
給水人口 (千人)	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
年間総有収水量 (千m ³)	1441	1379	1514	1346	1422	1422	1422	1422	1422	1422
公称施設能力 (m ³ /日)	6816	6816	6816	6816	6816	6816	6816	6816	6816	6816
1日最大配水量 (m ³ /日)	4966	4673	4613	5036	4608	4700	4700	4700	4700	4700
最大稼働率 (%)	72.9	68.6	67.7	73.9	67.6	69.0	69.0	69.0	69.0	69.0
供給単価 (円/m ³)	91.3	90.9	91.4	91.4	91.8	92.1	92.1	97.3	97.3	101.8
給水原価 (円/m ³)	100.9	109.1	97.9	100.7	104.7	105.8	98.5	102.1	101.8	101.7

簡易水道事業の統合に係る基本方針

注 「統合計画の概要・実施スケジュール」又は少なくとも「検討体制・実施スケジュール、検討の方向性、結論をとりまとめる時期」を具体的に記載すること。

会計は1つに統合済

平成20年度: 検討 施設の状況、今後の普及見込みなどを調査・検討

平成21年度: 計画策定